

【緊急】【重要】

新型コロナウイルス感染症

(ナイジェリアの検疫措置：入国制限及び検査結果について「出発前72時間以内」への変更)

【ポイント】

●報道等によれば、ナイジェリア政府は5月2日、インド、ブラジル及びトルコからの入国者（ナイジェリア人を除く）の入国を認めない旨（5月4日から適用）、及び、新型コロナウイルス検査陰性結果の条件を、従来の「出発前96時間前以内」から「出発前72時間以内」へと変更した旨発表したと伝えておりますので、ご注意ください。

【本文】

1 ナイジェリア政府による新たな検疫措置

報道等によれば、ナイジェリア政府は5月2日、新たな検疫措置として、以下のとおり発表した由ですので、ご注意ください。

（1）新たな感染リスクを抑える予防措置として、5月4日から、過去14日間の間にインド、ブラジル及びトルコを訪問したことのある渡航者（ナイジェリア人を除く）の入国を認めないこととする（この3か国を乗り継ぎとする場合は適用外）。この措置については、4週間後に見直しを行う。

ナイジェリア国籍者の場合は、入国を認めるものの、当人の経費負担によりナイジェリア政府が認可した施設において7日間隔離され、かつ、到着24時間以内及び隔離7日後のPCR再検査を受検する必要がある。これらの要件の遵守を怠った航空会社には、当該乗客1名ごとに3,500米ドルの罰金が科される。

（2）新型コロナウイルス検査陰性結果の条件を、従来の「出発前96時間前以内」から「出発前72時間以内」へと変更した。

2 今後も当国を含め各国で新たな水際対策措置が講じられる可能性が考えられますので、引き続き乗り継ぎ国を含め渡航先の最新の情報を入手していただくとともに、感染予防に努めていただくようお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○ 在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：visanigeria@la.mofa.go.jp